

令和 5 年 6 月 22 日答申

事件番号 令和 4 年（審）第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 鈴木晶雅

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、大田区区民部課税課（以下「**処分庁（課税課）**」という。）が行った令和 4 年 8 月 5 日付け令和 4 年度特別区民税・都民税の税額変更決定（以下「**本件処分 1**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求（以下「**本件審査請求 1**」という。）及び大田区区民部納税課（以下「**処分庁（納税課）**」という。）が行った令和 4 年 8 月 5 日付け過誤納金還付充当処分（以下「**本件処分 2**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求（以下「**本件審査請求 2**」という。）を棄却し、処分庁（納税課）が還付請求書を交付しないという不作為（以下「**本件不作為**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求（以下「**本件審査請求 3**」という。）及び処分庁（納税課）が行った令和 4 年 7 月 28 日付け督促処分（以下「**本件処分 3**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求（以下「**本件審査請求 4**」という。）を却下すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、審査請求人が、令和 4 年度特別区民税・都民税税額決定による課税後に、配当割を申告したことからされた、課税額の変更及び過誤納金の発生に伴う処分庁による本件処分 1 ないし 3 及び本件不作為が、違法・

不当であるとして、本件処分 1 ないし 3 についてはその取消しを求め、本件不作為については還付請求書の交付を求める事案である。

2 関係法令等

本件に関する法令等の定めは、別紙に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 審査請求人による確定申告書の提出

令和 4 年 3 月 15 日、審査請求人は、〇〇税務署に対し、令和 3 年分確定申告書（配当割額控除額の記載なし。以下「本件確定申告書」という。）を提出した。

(2) 処分庁（課税課）による当初納税通知書の送付

処分庁（課税課）は、令和 4 年 6 月 10 日、審査請求人に対し、本件確定申告書の記載に基づき、令和 4 年度特別区民税・都民税税額決定・納税通知書（以下「当初納税通知書」という。）を送付した。

(3) 審査請求人による特別区民税・都民税申告書の提出

審査請求人は、令和 4 年 6 月 23 日、処分庁（課税課）に対し、本件確定申告書で申告していなかった配当割額控除額を記載した令和 4 年度特別区民税・都民税申告書（以下「本件申告書」という。）を提出した。

(4) 処分庁（課税課）による税額変更処理

処分庁（課税課）は、令和 4 年 6 月 24 日、本件申告書に基づき、令和 4 年度特別区民税・都民税の税額変更処理をシステム入力した。

(5) 令和 4 年度特別区民税・都民税第 1 期分の納期限の到来

令和 4 年 6 月 30 日、令和 4 年度特別区民税・都民税（普通徴収）第 1 期分の納期限が到来した。

(6) 税額変更処理データの一括確定処理

令和 4 年 7 月 20 日、処分庁（課税課）において、対象期間にシステムに入力されたデータの一括確定処理が行われた。

(7) 督促状の送付

処分庁（納税課）は、令和 4 年 7 月 20 日、督促状の印字データを作成し、同月 28 日、審査請求人に対し、令和 4 年度特別区民税・都民税（普通徴収）の督促状兼納付書（以下「**本件督促状**」という。）を送付した。

(8) 審査請求人の来庁

審査請求人は、令和 4 年 8 月 1 日、処分庁（納税課）窓口に来庁し、本件督促状の内容について説明を求めた。

(9) 処分庁による督促状発付経緯の説明

処分庁（課税課）は、令和 4 年 8 月 3 日、審査請求人に対し、処分庁（納税課）同席の下、本件督促状発付の経緯について説明した。

(10) 処分庁（課税課）による納税変更通知書の送付

処分庁（課税課）は、令和 4 年 8 月 5 日、審査請求人に対し、令和 4 年度特別区民税・都民税（普通徴収）の金額を 5,000 円とする令和 4 年度特別区民税・都民税（普通徴収）税額決定・納税（変更）通知書（以下「**本件納税変更通知書**」という。）を送付した。

(11) 処分庁（納税課）による還付充当通知書と支払金口座振替依頼書の送付

処分庁（納税課）は、令和 4 年 8 月 5 日、審査請求人に対し、処分庁（課税課）が決定した令和 4 年度の控除不足額 49,310 円を、令和 4 年度特別区民税・都民税の第 1 期分税額 5,000 円に充当し、残額の 44,310 円を還付する旨を記載した過誤納金還付充当通知書（以下「**本件還付充当通知書**」という。）、支払金口座振替依頼書及び「令和 4 年度特別区民税・都民税第 1 期督促状の発付について」を送付した。

(12) 本件処分 1 ないし 3 及び本件不作為に対する審査請求

審査請求人は、令和 4 年 10 月 31 日付けにて、本件処分 1 ないし 3 及び本件不作為を不服とし、本件処分 1 ないし 3 に対しては取消しを、本件不作為に対しては還付請求書の交付を求め、本件審査請求 1 ないし 4

を行った。

(13) 審査請求の併合審理

大田区審理員は、本件各審査請求の審査請求人が同一人であること、本件各審査請求の対象である本件処分 1 ないし 3 及び本件不作為がいずれも審査請求人に対する令和 4 年度特別区民税・都民税の賦課決定に関する処分等であること及び本件審査請求 1 ないし 4 の添付書類の大半が共通していることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「**行審法**」という。）39 条の規定に基づき、本件審査請求 1 ないし 4 の審理手続を併合した。

(14) 弁明書と反論書の提出

ア 弁明書の提出

処分庁は、令和 4 年 12 月 8 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

イ 反論書の提出

審査請求人は、令和 5 年 1 月 13 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

(15) 口頭意見陳述

ア 質問事項書の提出

審査請求人は、令和 5 年 1 月 31 日付けで、大田区審理員に対し、質問事項書を提出した。

イ 口頭意見陳述の実施

大田区審理員は、令和 5 年 2 月 21 日、処分庁を出席させた上で、審査請求人から口頭意見陳述を受けた。

(16) 補充の弁明書と反論書の提出

ア 反論書の提出

審査請求人は、令和 5 年 3 月 2 日付けで、大田区審理員に対し、反

論書を提出した。

イ 弁明書の提出

処分庁は、令和 5 年 3 月 3 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(17) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 5 年 3 月 30 日付けで、審査庁に対し、本件処分 1 及び 2 に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求 1 及び 2 を棄却し、本件審査請求 3 及び 4 を却下すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(18) 諮問

審査庁は、令和 5 年 4 月 21 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求 1 ないし 4 につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、以下のとおりである。

- 1 本件処分 1 について、処分庁（課税課）による税額計算の端数処理に誤りがあるため、本件処分 1 が違法又は不当か。
- 2 本件処分 2 について、「納付すべき額」欄に記載がない本件還付充当通知書によって充当の通知がされた本件処分 2 が違法又は不当か。
- 3 本件処分 2 について、本件還付充当通知書の「納付済額」欄記載の金額が誤りであるため、本件処分 2 が違法又は不当か。
- 4 本件不作為について、本件申告書の提出により、処分庁（納税課）には還付請求書を交付する義務があるか。
- 5 本件処分 3 について、督促処分を取り消すことにより回復すべき法律上の利益があるか。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 争点 1 について

税額計算の端数処理は、各々の控除額を控除する度に 100 円未満の端数を切り捨てるべきであるところ、本件処分 1 には、最終的な賦課決定額においてのみ端数処理を行うという誤りがあるため、還付金が 120 円少なくなるという不利益を受けている。これは、源泉徴収される配当収入を得る者が源泉徴収されない配当収入を得る者に比べ、不利な扱いである。

(2) 争点 2 について

本件還付充当通知書の「納付すべき額」欄に記載がなく、適切な還付充当通知書ではない。

(3) 争点 3 について

本件還付充当通知書の「納付済額」欄の記載が事実と反しているから、適切な還付充当通知書ではない。

(4) 争点 4 について

審査請求人は、本件審査請求 1 のとおり還付金額を争っているところ、還付金を請求することにより、還付金に係る請求権の消滅時効の期間経過を中断させ得る利益がある。そのため、処分庁は審査請求人に還付請求書を提供する義務がある。

(5) 争点 5 について

審査請求人は、本件督促状記載の令和 4 年度特別区民税・都民税の第 1 期分を滞納した事実はない。そして、滞納履歴は審査請求人の信用を棄損し、不利益を与えるものであるから、当該不利益の除去を求める。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 争点 1 について

本件処分 1 は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及びその他関係法令に基づき、特別区民税・都民税の賦課決定を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

(2) 争点 2 について

本件処分 2 は、本件処分 1 の決定に基づき、住民税の期別税額で新たに発生した税額がないため記載がない空欄となっているものであり、違法又は不当な点はない。

(3) 争点 3 について

本件処分 2 は、控除不足額（所得割額より控除することができなかった控除の額）を本件納税変更通知書に係る第 1 期分税額 5,000 円（均等割額）に充当し、残額を還付することを通知したものであり、違法又は不当な点はない。

(4) 争点 4 について

審査請求人による本件申告書の提出は、何らかの利益を付与する処分を求める行為にはあたらないし、同申告書の提出に対して処分庁（課税課）が諾否の応答をすべきこととはされていないことから「法令に基づく申請」にあたらないため、本件不作為に対する本件審査請求 3 は要件を欠くものであり不適法である。

(5) 争点 5 について

本件処分 3 に係る未納金は、本件処分 2 に基づく充当によって完納となっており、本件処分 3 の法的効力は既に消滅しているから、本件処分 3 に対する本件審査請求 4 は、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益がなく不適法である。

3 審理員の意見の要旨

(1) 争点 1 について

特別区民税・都民税における端数計算は、課税標準額及び確定金額の算出の際に行うものとされ、最終的な賦課決定額からすべきなのは明らかで、各々の控除額を控除する度に 100 円未満の端数を切り捨てるべき根拠はない。また、審査請求人の主張する差額は、普通徴収か源泉徴収かによる違いから生じるものではなく、端数の有無によって生じるにすぎない。

したがって、違法又は不当な点はない。

(2) 争点 2 について

本件還付充当通知書の「納付すべき額」欄の記載事項は、特別区民税・都民税の期別税額であり、納付すべき期別税額がなく、何も記載されていないのであるから、納付すべき額がないであろうということは通常人であれば理解できるといえ、必要不可欠な事項の記載に不備があるとはいえず、この点で、本件処分 2 に、違法又は不当な点はない。

(3) 争点 3 について

本件還付充当通知書の「納付済額」欄における税目は、「特別区民税・都民税（普通徴収）」であり、審査請求人が提出した本件申告書に基づき、源泉徴収された 312,630 円のうち 263,320 円が配当割額控除額として控除され、控除しきれなかった 49,310 円が納付済額として記載されているのであるから、この点でも、本件処分 2 に、違法又は不当な点はない。

(4) 争点 4 について

行審法 3 条では、「不作為」とは「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと」とされており、「不作為についての審査請求」は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」ができる」と規定されているところ、審査請求人による本件申告書の提出は、法令の規定に従い、ある事実・情報について自ら申し出る「申告」に過ぎず、

許可や認可といった一定の行為を求める「申請」とは異なり、諾否の応答が求められているものではなく、本件不作為に対する本件審査請求 3 は、審査請求の要件を欠くものであり不適法である。

(5) 争点 5 について

本件処分 3 に対する本件審査請求 4 は、本件処分 2 の充当処分によって未納金が完納となり、処分の効力が消滅しており、回復すべき法律上の利益はなく、審査請求の要件を欠くものであり不適法である。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 5 年 4 月 21 日付けで審査庁である大田区長から行審法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 5 月 11 日及び同年 6 月 22 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件処分 1 及び 2 は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求 1 及び 2 は棄却すべきであり、本件審査請求 3 及び 4 については、審査請求の要件を欠くものであり不適法であるので却下すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分等の適法性

(1) 本件処分 1 について

本件処分 1 は、当初納税通知書が送達された後に、審査請求人が処分庁（課税課）に対して提出した本件申告書に基づき、別紙で示した地方税法等の関係法令を適用して特別区民税・都民税（地方税法 1 条 2 項により、地方税法中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用される。）を算出し、賦課決定により確定する税額の算出の

際に端数計算を行って税額を決定したものであり、違法な点は認められない。

(2) 本件処分 2 について

処分庁（納税課）は、本件処分 1 の決定に伴い、審査請求人の令和 4 年度特別区民税・都民税の年税額が 5,000 円、令和 4 年 8 月 5 日時点で令和 4 年度第 1 期分税額として未納金が 5,000 円であって、控除不足額が 49,310 円であることから、本件還付充当通知書の「充当明細」欄のとおり、同日付けにて過誤納された控除不足額 49,310 円からまず同未納金 5,000 円への充当処分を行った。

したがって、処分庁（納税課）は、適法かつ正当である本件処分 1 に伴い確定した控除不足額を過誤納金として、関係法令等に従い未納金に充当していることが認められるから、本件処分 2 に係る充当処分に違法な点は認められない。

また、過誤納金 49,310 円から未納金 5,000 円への充当処分が行われたことにより、なお充当しきれなかった過誤納金 44,310 円があったところ、処分庁（納税課）は、本件還付充当通知書の「還付額」欄に記載のとおり、44,310 円の還付処分につき、審査請求人に対して通知した。

したがって、処分庁（納税課）は、関係法令等に従い、充当しきれなかった過誤納金について還付する旨を通知していることから、同還付処分にも違法な点は認められない。

2 争点に対する判断

(1) 争点 1 について

ア 審査請求人は、本件処分 1 の税額計算過程における端数計算に誤りがあり、自身の所得割額からの税額控除（調整控除、配当控除及び配当割額控除）ごとに端数計算すべきと主張する。

イ 特別区民税・都民税における端数計算は、課税標準額及び確定金額

の算出の際に行うものとされている（地方税法 20 条の 4 の 2 第 1 項及び 3 項）。「地方団体の徴収金の端数計算について」（昭和 38 年 9 月 19 日自治丙府発第 49 号東京都総務・主税局長、各道府県総務部長宛自治省税務局長通知）において、確定金額とは、「賦課決定により確定する税額」とされている（五(1)ウ a）。また、地方税法 20 条の 4 の 2 第 6 項及び 8 項が、分割して納期限を定める直前の金額であることが前提になっており、全ての税額控除を差し引いた後の最終的な賦課決定額を示していることは明らかである。

そして、配当割額控除額は、地方税法 37 条の 4 及び 314 条の 9 において所得割の算出税額から控除するとされているところ、所得割において控除される調整控除（同法 37 条及び 314 条の 6）、配当控除（同法附則 5 条）、配当割額控除（同法 37 条の 4 及び 314 条の 9）のいずれの条文にも、各々の控除額を控除する度に 100 円未満の端数を切り捨てる旨の定めはない。

ウ 審査請求人は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）119 条では控除額を控除する度に端数を切り捨てていて、審査請求人の考えと同じである旨の主張をするが、審査請求人も摘示する国税通則法基本通達では、「国税の確定金額」とは、納付すべき本税の額あるいは修正申告後又は更正後における税額控除後の税額若しくは変更の賦課決定後の税額をいうとされており、各々の控除額を控除する度に 100 円未満の端数を切り捨てる旨の定めはない。

エ 審査請求人は、実質的な理由として、源泉徴収される配当収入を得る者が源泉徴収されない配当収入を得る者に比べ、不利な扱いを受ける税額計算の結果が不合理であると主張する。

しかしながら、配当所得は、総合課税であり、源泉徴収額が配当割として税額控除される場合と、源泉徴収なしに所得割が計算され普通

徴収される場合とで、最終的に支払う合計の税額に違いはない。なお、源泉徴収する段階で一度端数処理がされるが、源泉徴収された金額は税額控除であるから、端数処理が 2 回あるからといって、最終的に支払う合計の税額に違いもない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

オ 審査請求人は、実質的な理由の 2 つ目として、普通徴収であれば納付する必要がない 120 円が還付されず、地方団体の税収として残ることは不合理であると主張する。

なるほど、審査請求人に対し、当初納税通知書で通知された税額から配当割額控除額を控除した金額に比べ、本件納税変更通知書で通知された還付額には 120 円の不足が生じているように見える。そして、審査請求人が主張するような端数処理をすればこの不足額が生じないように見える。

しかしながら、特別区民税・都民税の税額計算は、審査請求人が令和 4 年 6 月 23 日に提出した本件申告書に基づき、一から算出されるべきものである。反対に、当初納税通知書記載の税額は、審査請求人が提出した本来記載されるべき配当割額控除額の記載のない本件確定申告書に依拠するものであって、審査請求人は、申告期限である令和 4 年 3 月 15 日までに本来記載されるべき配当割額控除額の記載のある令和 3 年分の所得税確定申告書又は特別区民税・都民税申告書を提出しなかったからであり、当初納税通知書記載の税額は、当然修正されるべきものであって何らの拘束力もなく、当初通知された税額を基準として計算すべきではない。

そうすると、当初納税通知書で通知された税額から配当割額控除額を控除した金額と本件納税変更通知書で通知された還付額とは対比することができないものなのであるから、地方団体が過剰に課税してい

るという事実はない。

カ なお、税額控除の端数計算に裁量の余地はないから、適法であるが不当であると評価すべき余地はない。

(2) 争点 2 について

ア 審査請求人は、「納付すべき額」が空欄であるから取り消すべきと主張する。

イ 地方税法では、充当に関する通知義務を定めた規定（同法 17 条の 2 第 5 項）及び還付に関する通知義務を前提とした規定（同法 17 条の 4 第 2 項 1 号）はあるものの、各々の通知に記載すべき内容を定めた規定はない。そうである以上、充当通知については充当額、還付通知については還付金額といった、各々の通知において果たすべき役割に必要な不可欠な事項の記載に不備がない限り、通知の様式は当該地方団体の判断に委ねられていると解される。

ウ 過誤納金還付充当通知書は、還付金額を示すとともに、その計算過程を明示するものであるところ、納付済額が過誤納額と一致していることからすれば、納付すべき額がなかったことは通常人であれば理解できる。

そして、「納付すべき額」欄の記載事項である、特別区民税・都民税の期別税額は、本件では、控除不足額から未納となっていた特別区民税・都民税に充当されたことにより、新たに特別区民税・都民税の税額は発生しないため、期別税額は、0 円であったため齟齬もない。

本件還付充当通知書には、必要不可欠な事項の記載に不備があるとはいえず、不当とはいえない。

(3) 争点 3 について

ア 審査請求人は、312,630 円が源泉徴収されているのであるから、同金額が「納付済額」欄に記載されるべきであり、不当であると主張す

る。

イ しかし、審査請求人が主張する 312,630 円は、源泉徴収（特別徴収）された金額であり、区に直接納付されたものではない。本件還付充当通知書の「納付済額」欄における税目は、「特別区民税・都民税（普通徴収）」であり、納付済額として記載されるべきなのは、審査請求人が提出した本件申告書に基づき、源泉徴収された 312,630 円のうち 263,320 円が配当割額控除額として控除された結果、控除しきれなかった金額であって、本件還付充当通知書の「納付済額」欄には、その金額である 49,310 円が記載されているのであるから、誤りはない。

(4) 争点 4 について

ア 行審法 3 条は、「不作為」を「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないこと」と定義しており、「不作為についての審査請求」は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」ができることと規定していることから、不作為について審査請求を行うためには、「法令に基づく申請」がなされている必要がある。

イ 「法令に基づく申請」は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の定義と同一であるとされ、「法令」とは、同法 2 条 1 号で、「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）」と定義され、「申請」は、同条 3 号で、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分…を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」と定義されている。

ウ そして、不作為についての審査請求が不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下すると規定されている（行審法 49 条 1 項）。

- エ 上場株式等に係る配当所得については、所得税が源泉徴収され、特別区民税・都民税も特別徴収（特別区民税である配当割として徴収）されることにより課税関係が終了し、申告する必要がない。ただし、納税義務者が配当所得を申告した場合には、住所所在の市町村及び道府県が所得割の課税標準に当該所得を含めて課税し、算定された所得割額から当該特定配当等に係る配当割額相当額を控除することとされる（地方税法 32 条 12 項及び 13 項、37 条の 4、313 条 12 項及び 13 項、314 条の 9 第 1 項）。そして、上記により算定された所得割額から配当割額を控除した結果、なお控除しきれなかった金額がある場合には、当該金額を還付し、又は充当することになる（地方税法 314 条の 9 第 2 項）。
- オ このように、所得割の算出税額から配当割額相当額を控除し、控除しきれなかった金額を還付する過程において、許可や認可といった一定の行為を求める「申請」はなく、ある事実・情報について自ら申し出て、諾否の応答義務のない「申告」があるにすぎない。
- カ 本件でも、審査請求人から本件申告書によって申告された源泉徴収額が令和 4 年度の特別区民税・都民税の税額決定に反映されたことによって、結果として源泉徴収額から配当割額控除額を差し引いた残額が生じたことから、未納となっていた特別区民税・都民税への充当処分、還付処分がなされたにすぎない。
- キ したがって、審査請求人による本件申告書の提出は、「法令に基づく申請」にあたらないため、本件審査請求 3 は、不作為についての審査請求の要件を欠くものであり不適法である。
- ク なお、地方税法 17 条において、過誤納金があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならないと規定され、同法施行令 48 条の 9 の 4 第 2 項において、還付したときは通知しなければ

ならないと規定されているが、還付方法について定めた規定はなく、各自治体の判断に委ねられていると解される。

そして、大田区では、大田区会計事務規則（平成 8 年規則第 46 号）51 条 1 項ただし書において、「その他会計管理者が請求書を徴する必要がないと認める場合」は「請求書の添付を省略することができる」との規定があるとおりに、請求書を徴する必要性の判断は事務処理を司る会計管理者の裁量に委ねられているといえる。処分庁（納税課）は、同規定に従い、必要事項を記載した「支払金口座振替依頼書」の提出をもって、指定口座に還付金を振り込むことができるため、請求書としての性質を兼ねることができ、納税者の負担軽減及び事務作業の効率化の観点からも、処分庁（納税課）が還付請求書を送付しないことは、還付の通知に関する裁量権の逸脱・濫用ともいえず、不当でもない。

(5) 争点 5 について

- ア 本件処分 3 は、令和 4 年 7 月 6 日時点で、令和 4 年度特別区民税・都民税の第 1 期分が未納となっていたことによる督促処分であるが、本件処分 2 の充当処分によって同未納金は完納されているから、本件処分 3 の法的効力は、既に消滅している。
- イ したがって、本件処分 3 に対する審査請求 4 は、処分の効力が消滅したことによって、回復すべき法律上の利益はなく、審査請求の要件を欠くものであり不適法である。
- ウ なお、審査請求人は、本件督促状記載の令和 4 年度特別区民税・都民税の第 1 期分を滞納した事実はなく、滞納履歴は審査請求人の信用を棄損し、不利益を与えるものであるとして、当該不利益の除去を求めている。
- エ 審査請求人は、申告期限である令和 4 年 3 月 15 日までに本来記載さ

れるべき配当割額控除額の記載のある令和 3 年分の所得税確定申告書又は特別区民税・都民税申告書を提出しておらず、配当割額控除額の記載がない本件確定申告書しか提出していない。これに基づく令和 4 年度特別区民税・都民税（普通徴収）第 1 期分の納期限は、令和 4 年 6 月 30 日であり、審査請求人は、同日までに、令和 4 年度特別区民税・都民税（普通徴収）第 1 期分を支払わなかったから、審査請求人には令和 4 年度特別区民税・都民税（普通徴収）第 1 期分の滞納が発生した。

オ 審査請求人は、滞納履歴が審査請求人の信用を棄損し、不利益を与えるものであると主張するが、滞納の事実が発生しているのであるから審査請求人の主張は理由がない。

なお、特別区民税・都民税の滞納履歴は、信用調査に対する照会に対して開示されるような性質のものでもなく、滞納歴があることによって大田区の手続の際に不利益に扱われることもなく、この点でも、審査請求人の主張は理由がない。

カ 確かに、審査請求人は、納期限前である令和 4 年 6 月 23 日、処分庁（課税課）に対し、本件確定申告書で申告していなかった配当割を記載した本件申告書を提出済みなのであるから、本件督促状が発送された同年 7 月 28 日時点では、既に、審査請求人に対する令和 4 年度特別区民税・都民税（普通徴収）の税額変更が完了し、督促されるべき滞納がないと考えること、にもかかわらず滞納があると非難するような督促状の送付を受ければ不快に感じるであろうことは、素朴な感情としては理解できないではない。

しかしながら、審査請求人が本来記載されるべき配当割額控除額の記載がないままに本件確定申告書を提出してしまい、その後、申告期限を徒過して提出された本件申告書に基づき、いつまでに税額変更決

定をするかは、処分庁（課税課）の裁量に属することがらである以上、
本件督促状の発送が違法又は不当と評価される事情にはなり得ない。

3 結論

よって、本件処分 1 及び 2 については、取消原因となるべき違法又は不
当な点は認められず、不服申立手続に違法又は不当な点も認められないの
で、審査庁は本件審査請求 1 及び 2 を棄却すべきであり、本件審査請求 3
及び 4 は、審査請求の要件を欠くものであり不適法であるので却下すべき
である。

以上

大田区行政不服審査会

会長 菅 沼 篤 志

委員 面 川 典 子

委員 金 矢 拓

(別紙)

本件に関する法令等の定め

地方税法 1 条 2 項

この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。

地方税法 17 条

地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

地方税法 17 条の 2

地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金（その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金である場合にはその納付し、又は納入する義務が当該信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に限るものとし、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金でない場合にはその納付し、又は納入する義務が信託財産限定責任負担債務である地方団体の徴収金以外の地方団体の徴収金に限る。以下この条において同じ。）があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2 道府県が第 48 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定により当該道府県の個人の道府県民税と併せて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第 41 条第 1 項の規定により当該市町村の個人の市町村民税と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 前 2 項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならない。

4 略

5 地方団体の長は、第 1 項から第 3 項までの規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

地方税法 17 条の 4 第 2 項 1 号

地方団体の長は、過誤納金を第 17 条又は第 17 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日の翌日から地方団体の長が還付のための支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、当該適することとなつた日）までの期間の日数に応じ、その金額に年 7・3 パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

(1)から(4)まで 略

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

- (1) 地方団体の長が過誤納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を発した日から 30 日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき その経過する日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

以下略

地方税法 20 条の 4 の 2

地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

2 略

3 地方税の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税の確定金額については、その額に 1 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 略

5 略

6 地方税の確定金額を、2 以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。ただし、地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りでない。

7 略

8 第 2 項、第 3 項（地方税の確定金額の全額が 100 円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）及び前 3 項の規定の適用については、

個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税又は固定資産税とこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税については、第 6 項中「1,000 円」とあるのは、「100 円」とする。

地方税法 32 条 12 項及び 13 項

12 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

13 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 45 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 45 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

地方税法 37 条

道府県は、前年の合計所得金額が 25,000,000 円以下である所得割の納税義務者については、その者の第 35 条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

以下略

地方税法 37 条の 4

道府県は、所得割の納税義務者が、第 32 条第 13 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 15 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 2 を乗じて得た金額を、その者の第 35 条及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

地方税法 313 条 12 項及び 13 項

12 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

13 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 317 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 317 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限

る。)

地方税法 314 条の 6

市町村は、前年の合計所得金額が 25,000,000 円以下である所得割の納税義務者については、その者の第 314 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

以下略

地方税法 314 条の 9

市町村は、所得割の納税義務者が、第 313 条第 13 項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について前章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課された場合又は同条第 15 項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第 6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 を乗じて得た金額を、その者の第 314 条の 3 及び前 3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第 37 条の 4 の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、当該控除することができなかつた金額を第 1 項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

地方税法附則 5 条

道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当（所得税法第 92 条第 1 項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託（同法第 2 条第 1 項第 13 号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配（同法第 9 条第 1 項第 11 号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法第 24 条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第 9 条第 1 項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第 35 条及び第 37 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)から(3)まで 略

2 前項の規定の適用がある場合における第 37 条の 3 及び第 37 条の 4 の規定の適用については、第 37 条の 3 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 5 条第 1 項」と、第 37 条の 4 中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 5 条第 1 項」とする。

3 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る所得税法第 24 条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第 9 条第 1 項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金

額の合計額を、その者の第 314 条の 3 及び第 314 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)から(3)まで 略

4 前項の規定の適用がある場合における第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 314 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 5 条第 3 項」と、同項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 5 条第 3 項」とする。

地方税法施行令 48 条の 9 の 4 第 2 項

2 市町村長は、前項の規定による還付をしたときは、遅滞なく、その旨を当該還付に係る納税義務者に通知しなければならない。

国税通則法 119 条 1 項

国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

大田区会計事務規則 51 条

収支命令者は、支出命令書を発行しようとするときは、所属年度、支出科目、支出金額、債主及び印鑑の正誤並びに支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、債主の請求書を添付しなければならない。ただし、請求書を徴し難い場合その他会計管理者が請求書を徴する必要がないと認める場合は、請求書の添付を省略することができる。

2 前項の支出命令書は、支出科目及び債主ごとに作成しなければならない。ただし、会計管理者が適当と認めるものは、複数の支出科目を連記して作成することができる。

3 1 件の証拠書類で支出命令書が 2 件以上にわたる場合は、主たる支出命令書に添付し、各支出命令書の摘要欄にその旨を付記しなければならない。

4 請求書が 2 通以上ある場合においては、支出命令書の摘要欄にその通数を

記載しなければならない。

行政手続法 2 条 1 号及び 3 号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。(2) 略
- (3) 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (4) 以下略

行審法 3 条

法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

行審法 49 条 1 項

不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。